科学研究費補助金研究成果報告書

平成23年 6月 3日現在

機関番号: 14301 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2009~2010 課題番号:21730053

研究課題名(和文) 医療・介護サービス保障制度の日仏比較法研究

研究課題名(英文) Comparative Studies of medical services law and long-term care services law in Japan and France

研究代表者

稲森 公嘉 (INAMORI KIMIYOSHI) 京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号: 20346042

研究成果の概要(和文):フランスの社会保障制度は、国民連帯の理念に基づき、社会保険を基軸に据え、社会扶助及び社会事業により補完する体制をとっている。社会保険と社会扶助はかつて明確に区別されていたが、今日では区別の相対化が見られる。医療・介護サービス保障における CMU と APA は、それぞれ固有の課題はいろいろあるが、社会扶助と社会保険の組み合わせ、あるいは扶助的な要素と非扶助的な要素が混在したハイブリッドな性格の給付として、今後の展開も含め注目に値する。

研究成果の概要(英文): The French social protection system is founded on a principle of national solidarity and constructed with some social insurances and many subsidiary social aids and actions. Before the distinction of social insurance and social aide was clear, but recently their frontiers seem to be opaque. "CMU" and "APA" are examples of a combination of social insurance and social aid or a hybrid allocation. We should follow them.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	800,000	240, 000	1, 040, 000
2010年度	800,000	240, 000	1, 040, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 600, 000	480,000	2, 080, 000

研究分野:法学

科研費の分科・細目:社会法学

キーワード:医療・介護・福祉、フランス、社会扶助、CMU、APA

1. 研究開始当初の背景

(1) 社会の少子高齢化が急速に進むわが国において、医療・介護サービスへのアクセスを保障する体制の確立が喫緊の課題の1つであることは言を俟たないであろう。求められるのは、サービスの量と質が確保された持続可能な制度である。1997年制定の介護保険法による介護保険制度の創設や2006年医療制度改革による新たな高齢者医療制度への移行は、そのような課題への制度的な回答であ

った。わが国は、医療・介護サービス保障の制度化に当たり、社会保険方式を採用するという選択を行ったのである。

(2) フランスは 19 世紀中葉には高齢化社会に移行し、わが国とは対照的に緩慢なペースで高齢化が進んできた国であるが、わが国同様、国民の医療・介護サービスへのアクセスの保障は今日の重要な課題となっている。国民健康保険法の全面改正によって 1961 年に

国民皆保険が達成されたわが国とは異なり、 医療保障制度が職域保険として展開されて きたフランスでは、従来、個人保険制度など を通じて適用対象者の拡大が図られてきた が、1999年7月27日法律による普遍的医療 給付(CMU)の創設をもって、無保険者を一 般制度に加入させる形での医療保障の一般 化(généralisation)が達成された。他方、 介護サービス保障は、高齢者扶助制度の延長 として位置づけられ、1997年1月24日法律 による特別介護給付(PSD)を経て、2001年 7月20日法律により個人自立給付(APA)が 導入された。

- (3) 社会保障に関する日仏の比較法研究に おいては、近年、社会保険の法制度及び法理 論を中心に重要な研究が積み重ねられてき た(医療保険に関して、加藤智章『医療保険 と年金保険ーフランス社会保障制度におけ る自律と平等』、江口隆裕『社会保障の基本 原理を考える』、笠木映里『公的医療保険の 給付範囲』など)。これに対して、社会保障 の発展に伴いいずれ消滅すべきものとされ た社会扶助に関しては、政策領域別の研究を 別にすれば、林信明「社会扶助」藤井良治・ 塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑥フラン ス』、伊奈川秀和「フランス社会保障制度の 法的基礎」同『フランスに学ぶ社会保障改革』 所収などがあるものの、社会扶助法一般の研 究は必ずしも充実しているとはいえない状 況にあった。また、CMU や APA などの現代型 社会扶助給付を社会扶助法理論一般との関 係で検討する試みもなお十分とは言い難い 状況にあった。
- (4) フランスの社会扶助法は、一定の法的 まとまりをもつものとして発展してきたが、 近年、主に社会的排除への対策として種々の 所得保障給付が必ずしも相互に調整される ことなく制度化されることで見通しを失う 一方、CMU や APA、1988 年 12 月 1 日法律で創 設された社会参入最低所得 (RMI) 及びその 後継として 2008 年 12 月 1 日法律により創設 された積極的連帯所得 (RSA) のように伝統 的な社会扶助給付の基本的特徴を必ずしも すべて有するわけではない現代型社会扶助 給付の出現により、理論的枠組の再整理を迫 られている。研究代表者は、2006年10月か ら 2008 年 7 月までのパリ第 2 大学 (パンテ オン=アサス大学)での在外研究において、 社会扶助・社会事業法の碩学であるミシェ ル・ボルジェット教授に接し、その研究の一 端に触れる中で、フランス社会保障法の全体 構造の理解のためには、社会保険法だけでな く社会扶助法の研究も必要であるとの認識 を得た。個別の社会扶助制度を社会扶助法理 論一般の中で捉え直すとの問題関心の下、フ

ランス社会扶助法の現代的展開の一端を明らかにすべく、伝統的社会扶助給付と現代型社会扶助給付の相違の1つをなす社会扶助給付の回収制度について現況整理を試みた拙稿「フランスの社会扶助給付回収制度について」法学論叢164巻1号(2009年)は、その一例である。

2. 研究の目的

- (1) 1. で示した背景事情を踏まえ、本研究は、医療・介護サービス保障法制のあり方に関して、社会保険法と社会扶助法の関係という視角から、医療・介護サービス保障制度の基本構造にかかわる諸論点について、制度論及び法解釈論の観点から検討を試みるとともに、フランスの社会扶助法制について、その基本構造を析出した上で、近年の諸立法で創設された医療・介護サービス保障に関わる新たな社会扶助給付においてそれがいかなる変容を受けているかを探ろうとした。
- (2) 前者に関しては、具体的な論点として、 生活保護受給者への社会保険適用の是非、医 療・介護サービス給付の財政方式のあり方、 介護保険給付と障害者福祉サービス給付の 関係などが想定された。後者に関しては、フ ランス社会保障法体系における社会扶助法 の位置づけ、社会扶助法と社会保険法及び社 会事業法との関係、社会扶助法の基本原理、 社会扶助給付の基本的特徴、現代型社会扶助 給付の理論的位置づけ、社会扶助給付の保障 主体及び実際の担い手など多岐にわたる論 点が考えられるところ、主たる検討対象とし て前述の CMUと APA の2つを取り上げること とし、それらの給付の法的性格、給付と財政 に関する基本的なしくみ、社会扶助法の基本 原理との関係などを明らかにするとともに、 医療・介護サービス保障という観点から実際 上の問題点とそれへの対応についても検討 し分析することを目指した。また、フランス でも社会扶助と社会保険の接近が語られる 中、CMU や APA のような非典型的社会扶助給 付の性格を明らかにすることは、翻って、社 会扶助と異なる論理に基づく社会保険の特 徴を浮かび上がらせることになり、社会保険 法研究にも寄与する側面があるものと考え られた。

3. 研究の方法

(1) 2. の研究目的で示した諸課題を達成するため、本研究では、法律学の一般的な研究方法に倣い、日仏の医療・介護サービス保障法制に関する和洋の関係文献の調査・収集とこれに基づく日仏両国の法制度の現状と実態の把握、論点の解明と対応策の検討、及び評価・分析を行うことにした。

- (2) 併せて、フランス法の検討においては、現地において文献調査や関係者からのヒアリングを行った。具体的な文献調査・ヒアリング先として、フランス保健省の文献資料センター(CRDM)のほか、フランス政府刊行物センター、クジャス図書館、イル=ド=フランス地方疾病金庫等を訪問した。
- (3) 仏語の研究論文に関しては、「社会法」、 「保健社会福祉法雑誌」、「フランス社会問題 雑誌」などの代表的なフランス社会保障法関 係雑誌のほか、国立社会保障学校の「注目 (Regards)」誌、パリ政治学院保健法講座の 「保健論壇 (Les tribunes de la santé)」 誌、「法律週報(社会法編)」等を参照した。 この間、社会保障法または社会扶助法の体系 書として、定評のあるミシェル・ボルジェッ ト教授及びロベール・ラフォール教授の『社 会扶助・社会事業法 [第7版]』(2009年)、 ジャン=ピエール・ショシャール教授の『社 会保障法 [第5版]』(2011年)が刊行された ほか、エリ・アルファンダリ教授の『社会事 業・社会扶助〔第5版〕』(2011年) がフロラ ンス・トゥレット准教授との共著の形で数十 年ぶりに改版された。

4. 研究成果

(1) フランス社会扶助法の一般理論 ①社会扶助と社会保障・社会事業

社会扶助制度は、社会事業・家族法典に法的根拠を置いている。

社会扶助 (aide sociale) に近接する概念 として社会保障 (sécurité sociale)、社会 事業 (action sociale) があり、社会扶助は これらとの対比において特徴づけられる。

社会保障(社会保険)は、保険原理と補償の理念に基づくもので、その給付は被保険者等による事前の保険料拠出に従属するのに対し、社会扶助は連帯原理と扶養の理念に基づき、その給付は受給者のニーズに基づき租税を財源として行われ、通常は資力要件に服する。

社会扶助と社会事業はともに拠出を要件としないが、社会扶助が法律に基づき義務的に実施されるのに対し、社会事業は多様な主体により任意的に実施されるものであり、法定の諸制度を補完する諸活動の総体である。

②社会扶助給付の特徴

社会扶助に係る行政権限は県のレベルに 分権化されており、県議会議長が支給決定を 行い、県が財源を負担する。

伝統的社会扶助給付においては、社会扶助給付の事後的な回収制度が設けられている(社会事業・家族法典 L.132-8 条)。具体的には、良好な資力を回復した受給者、受給者の相続財産、社会扶助申請後または申請前10年以内に贈与が行われた場合の受贈者、受遺

者に対して回収手続が取られ得る。しかし、このような回収手続の存在ゆえに高齢者等が必要な扶助申請を躊躇うとの批判があり、近年では回収を不要とする社会扶助給付も増えている。CMUやAPAはその例であり、CMUでは上記のすべての場合について、APAでは良好な資力を回復した場合を除いて、いずれも回収可能性が排除されている。

(2) CMU のしくみと課題

2000年から実施された CMU には、無保険者を対象とする基礎 CMU と、補足保険未加入の低所得者を対象とする補足 CMU の 2 つがある。
①基礎 CMU

基礎 CMU は、フランス国内での安定的な居住(3ヵ月以上)を要件として、医療保険制度未加入者を一般制度に加入させるものである。資力制限はないが、一定以上の所得を有する者には保険料の支払いが求められる。その場合の保険料額は、限度額を超える所得部分の8%である。

基礎 CMU による一般制度加入者は、他の被保険者と同じく、自己負担分や入院時定額負担、1 ユーロ定額負担金、定額自己負担金 (franchise médicale)、超過報酬等の支払いが求められる (ただし、補足 CMU も受給できる者を除く)。

基礎 CMU の財源は、受け皿となる一般制度の全国医療保険金庫 (CNAM) への各種の財政移転による (例えば、アルコール消費税収の5%、資産所得及び投資所得からの徴収金の28%など)。

基礎 CMU の創設により、国家医療扶助 (AME) は、3 ヵ月以上居住しているが非正規滞在の外国人など、基礎 CMU の対象にならない一定の者を対象とする補完的存在となった。

基礎 CMU は、既存の職域別医療保険制度を維持しつつ、無保険者を一般制度に加入させることでより多くの者に医療保障を及ぼそうとするものであることから、その名称にも拘らず、普遍性 (universalité) というよりは一般化 (généralisation) の論理に属する施策とされる。

②補足 CMU

フランスでは、法定の基礎制度を補完するものとして、医療保険の各種自己負担分をカバーする共済等の補足保険が普及している。補足 CMU は、所得が低いため補足保険に加入できない者に対し、一定の所得制限の下で、自らの選択する保険者(医療保険金庫または補足保険者)から補足的保護を受けることを可能にするものである。低所得者の医療アクセスを高める上で、非常に重要な役割を果たすことになる。

なお、所得制限のゆえに補足 CMU が有する 閾効果 (所得制限をわずかに超えるために補 足 CMU を受けられない低所得者層の問題) を 軽減するため、2005年改革で、逓減的な補足給付として、補足医療保険取得扶助(ACS)が設けられた。ACSは、補足 CMU の所得制限額からその126%までの間にある者を対象とし、補足保険料額を上限として、年齢に応じて給付額が変わる。

補足 CMU 受給者は、保険料が免除されるほか、社会保障の非償還部分(自己負担分)が補足保険でカバーされ、費用の前払いも免除される(第三者払い)。医師は、緊急でない夜間の往診など患者の特別な要求に応じる場合を除き、補足 CMU 受給者にはセクター1の遵守する協約料金を適用しなければならない。また、補足 CMU 受給者には1ユーロ定額負担金や定額自己負担金は課されない。

補足 CMU の財政は、行政的公施設である補足 CMU 基金が関与して行われる。基金は、国の交付金と補足保険者(共済組合、福利厚生機関、民間保険会社)の拠出金(補足医療保護に充てられる保険料の一定割合)を収入として、医療保険金庫には補足保障給付費の全額分を、補足保険者(共済組合、福利厚生機関、民間保険会社)には1人あたり年間370ユーロを上限として補足CMU 受給者に係る費用を、それぞれ支払う。

③CMU 受給者への診療拒否問題

2006年にCMU 受給者に対する診療拒否の存在が顕在化した。補足 CMU 受給者には協約料金しか請求できないため、超過報酬請求権を有するセクター2 の医師の中に診療を拒否する者があったという。正当な理由なき診療拒否は医師倫理規程に違反し、公的団体である医師会による懲戒裁判の対象となり得るが、必ずしも十分な抑止力たり得ていなかった。そこで、2009 年医療制度改革法 (HPST 法)により診療拒否者へのサンクションが強化された。

(3) APA のしくみと課題

1997 年 1 月 24 日法律により重度の要介護者のみを対象とした社会扶助給付として PSD が創設されたが、PSD には財源の乏しさ、県ごとの格差、厳しい所得制限、回収可能性等の欠点があった。こうした批判を受けて 2001年 7 月 20 日法律により創設されたのが APAである。APA では、地域間格差をなくし、同一の要介護度、同一の資力であれば同一の給付額となるとされた。

APA の特徴は、社会扶助給付でありながら 資力要件がないことである。資力の如何は受 給者の自己負担額にのみ関係する。

APA の支給要件は、年齢要件(60歳以上)、居住要件(3ヵ月以上の安定的かつ正規の居住。在宅と施設入所の別を問わない)、自立喪失要件(要介護度(GIR)1から4に該当すること)から成る。

APA の支給決定は県議会議長が行う。在宅

者の場合には、社会医療チームが申請を審理し、必要があれば扶助計画を作成する。施設入所者の場合には、施設の社会医療チームが要介護度を判定する。支給決定は申請から2ヵ月以内になされ、期間内に決定のないときは定額で黙示の支給決定があったものとされる。

APA の財源は、県の負担金のほか、一般社会拠出金(CSG)、社会保障金庫の負担金等から成る。各県への財源の配分については、当初設立された APA 基金に代わり、現在では全国自立連帯金庫(CNSA)が行っている。

APA は、社会事業・家族法典に根拠規定を有し、その財源の多くを県が負担し、給付に当たっては事前の拠出を必要とせず、県議会議長が支給決定を行うなど、社会扶助給付たる性格を示しており、憲法院もAPAを「国民連帯の要求に応える社会扶助給付」と形容している。しかし、他方で、資力要件がならいるはか、財源の一部にはCSG等が充てられ、また、(相続財産等からの回収で能性が高齢者のPSD申請を躊躇わせたことから)良好な資力状態の回復の場合を除いて回収可能性が排除されているなど、伝統的社会扶助給付と異なる特色も有しており、ハイブリッドな性格を示している。

要介護はしばしば「第5のリスク」と呼ば れ、その保障のあり方が引き続き議論になっ ている。PSD から APA になり、適用対象者の 範囲は拡大し、また、全国統一の認定基準が 設けられ、給付も個別のニーズに応じたもの となった。しかし、自己負担部分が少なくな いことに加え、支給対象年齢が 60 歳以上に 限定されていることから、同じく要介護ニー ズを有する者に対する介護給付でありなが ら APA 受給者と障害者補償給付 (PCH) 受給 者との間の差異、あるいは同じ APA 受給者で も在宅生活者と施設入所者の間の差異、要介 護費用のさらなる増加が見込まれる中での 財政の持続可能性など、基本的には PSD の不 備な点の修正にとどまった APA にも不十分な 点は少なくないとされる。特に、2005年2月 11 日法律が障害者給付について年齢による 区分の撤廃を掲げたことから、介護給付のあ り方の見直しが求められている。

この点に関し、2007 年、2008 年の CNSA の報告書は、年齢及び自立扶助ニーズを生じる要素の如何に拘らず、日常生活及び社会生活における諸活動の実現に対する制約を補償する「普遍的権利」の創設と、この権利を新たな共同連帯の枠組に位置づけることを提唱している。そこでは、APA と同じく保険の論理と扶助の論理を併有するハイブリッドな性格は維持すべきとされている。

このほか、新たな介護給付のあり方に関して、再分配の逆転現象を防ぐため、回収制度の復活や、CSG を引き上げて介護給付の財源

に充てる方法などが指摘されている点が注 目される。

(4) 日仏比較

いずれの国も社会問題に対してベターなポリシー・ミックスを模索しており、それは日仏両国においても同様である。フランスでは、社会保障(社会保険)と社会扶助の区別の相対化現象がみられ、その例として、社会保障の租税化(CSG等)、社会保障金庫の行う無拠出制給付、普遍的な社会扶助給付(APA)、社会扶助による社会保障への統合(CMU)などが挙げられている。わが国でも、国民年金(基礎年金)や国民健康保険には相当程度の公費負担が入っており、65歳以上の生活保護受給者も介護保険に加入している。

フランスでの議論や法制度の展開から、医療・介護保障給付に関して以下の2点を指摘しておきたい。

①医療扶助と医療保険

わが国では、生活保護受給者は国民健康保 険の適用除外とされ、医療扶助で対応するこ とにしており、医療保険は保険料拠出能力の ある者を前提としている(皆保障)。しかし、 すでに介護保険制度において、65歳以上高齢 者については生活保護受給者も被保険者と 位置づけ、介護保険の中に取り込んだ上で、 その介護保険料と一部負担金の費用負担を 生活保護(生活扶助の介護保険料加算と介護 扶助)でカバーするしくみが採られており、 医療扶助を医療保険に統合し、生活保護受給 者を国民健康保険の被保険者として社会保 険の中に取り込むことについて、統合自体に 関する理論的な障害は存在しない。もっとも、 現在、医療扶助が生活保護費の半分を占めて いること、及び、被保護者に実質的な費用負 担がなく需要抑制が働かないことから、その 国保財政への影響を懸念する向きもある。他 方で、被保険者と位置付けることにより、ス ティグマが解消されるとの指摘もある。

この点、フランスでは、CMU による一般化という形で無保険者を医療保険たる一般制度に加入させ(皆保険)、低所得者については保険料負担なくして給付を受けられることとし、それに伴う一般制度の支出増に鑑み、各種の財政移転を行っている。基本的なしくみの相違はあるが、保険料拠出能力のない低所得者も医療保険の枠組みに取り込んでいる点は注目に値する。

②介護給付と障害者給付

わが国では、2005年改正以後も介護保険の 被保険者の拡大の是非が議論されてきた。被 保険者の年齢を引き下げれば、加齢に伴う要 介護リスクのみを給付対象とする現行の介 護保険の制度設計も見直しが必要になり、障 害者給付との関係を整理し直す必要が出て こよう。 この点、フランスでも APA と障害者給付の 関係が問題となっており、年齢による区別を なくした新たな普遍的介護給付のあり方が 議論されている点は注目に値する。

(5) 2 年間という時間的制約の中で、医療・介護保障に関するすべての論点を検討することはできなかった。CMU や APA の今後の展開に注目するとともに、積み残された課題は引き続きの検討課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

「雑誌論文](計5件)

- ①<u>稲森公嘉</u>、フランス医療保障法の現状と課題、日仏法学、26号、査読無、2011、掲載予定
- ②<u>稲森公嘉</u>、医療保険給付の範囲、社会保障 法、26号、査読無、2011、116-129
- ③<u>稲森公嘉</u>、社会保障法理論研究史の一里塚 一荒木構造論文再読ー、社会保障法研究、1 号、査読無、2011、13-33
- ④<u>稲森公嘉</u>、医療保険と出産給付、週刊社会 保障、2612 号、査読無、2010、42-47
- ⑤<u>稲森公嘉</u>、混合診療禁止原則の適法性・合 憲性、週刊社会保障、2557号、査読無、2009、 42-47

[学会発表] (計1件)

①<u>稲森公嘉</u>、医療保険給付の範囲、日本社会 保障法学会第 58 回秋季大会、2010、東京経 済大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

稲森 公嘉 (INAMORI KIMIYOSHI) 京都大学・大学院法学研究科・准教授 研究者番号:20346042

- (2)研究分担者 該当者なし
- (3)連携研究者 該当者なし